

盛岡市配偶者暴力防止対策推進計画

1 計画策定の趣旨

男女が社会の対等なパートナーとして様々な分野で活躍するためには、男女一人ひとりの人権の確保が基本であり、女性に対する暴力は絶対にあってはならないことです。

「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下「DV防止法」という。)においては、被害者を女性には限定していません。しかし、配偶者からの暴力(以下DVという。)の被害の実態は、多くの場合女性で、暴力の要因としては、力による支配や、夫が妻に暴力を振るうのはある程度は仕方がないという社会通念、妻に収入がない場合が多いといった男女の経済的格差など、個人の問題として片付けられないような構造的問題も大きく関係しています。

このような中、平成13年4月に制定された「DV防止法」が平成20年1月に2度目の改正がなされ、基本計画策定や配偶者暴力相談支援センターの設置が市町村の努力義務とされるなど、市町村の役割も大きくなってきています。

このことから、DV被害者の相談件数が増加している現状や被害者の1日も早い回復と自立に向けた支援を実施するために、本市としても今まで以上に体系的で迅速な対策が必要であることから、この計画を策定します。

2 計画の性格

- (1) この計画は、DV防止法第2条の3第3項の規定に基づく計画であり、本市におけるDVの防止及び被害者の保護に関する基本方針並びに施策の実施内容について定めるものです。

また、この計画は平成17年9月に策定された「いわて配偶者暴力対策推進計画」を基礎としながら、本市が被害者にもっとも身近な行政主体として求められる基本的な役割として特に充実すべき取組みや新規の取組みに力点を置いてまとめるものです。

DV防止法第2条の3第3項 (平成20年1月11日施行)

市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

- (2) 『盛岡市総合計画・基本構想』の施策「人権を尊重する地域社会の形成」を図るため、「盛岡市男女共同参画計画～新なはんプラン～」を策定しており、DV防止計画はその計画の行動目標1の(4)「女性に対するあらゆる暴力の根絶」を目指すための計画に位置付けるものであり、当事者女性に対する支援策を充実するとともに関連する各分野の施策との連携強化を推進するものです。

- (3) 県及び関係機関との連携による一体的な施策の推進を図るものです。

3 計画の期間

この計画は、平成 21 年度から 25 年度までの 5 年計画とします。

なお、DV防止法の改正等により、基本的な事項の見直しや新たに取り組む事項が生じた場合には、必要に応じて、見直すこととします。

4 重点目標

I DV被害に気づく環境づくりと暴力を許さない地域社会づくり

人権尊重の意識を高める教育や、男女平等の理念に基づく教育を推進するとともに、DVは重大な人権侵害であることの普及啓発を図り、暴力を許さない社会の形成を図ります。

Ⅱ 早期発見できる体制づくり

DV被害の深刻化、重大化を未然に防止できるよう、関係機関を通じた通報体制の整備を図ります。

Ⅲ 相談・緊急時の安全確保及び保護体制の充実

DV被害者が、安心して身近なところで相談でき、また、同伴する子どもを含め、安全に保護されるよう、相談・保護体制の充実を図ります。

IV 被害者の自立支援

DV被害者が、自立して新たな生活に歩み出すことができるよう、住宅の確保、就業支援その他の支援を行います。

V 関係機関の協力・連携

DV対策が総合的かつ効果的に実施できるよう、民間支援団体を含め、広く関係機関が協力・連携できる体制を構築します。

5 配偶者からの暴力の現状

(1) 盛岡市におけるDV相談等の状況

DV被害者の相談は、女性センターの女性相談と児童福祉課の婦人相談で行っており、相談件数は、下表のとおり全国、岩手県、盛岡市においても増加傾向にあります。

◎ 相談件数（ただし、児童福祉課は新規受付人数）

年度	盛岡市		支援センター		警察署	
	女性センター	児童福祉課	岩手県	全 国	岩手県	全 国
14	212 件	46 人	270 件	35,943 件	142 件	14,140 件
15	519	61	337	43,225	100	12,568
16	484	71	394	49,329	138	14,410
17	417	71	364	52,145	178	16,888
18	380	45	610	58,528	171	18,236
19	522	20	768	62,078	136	20,992

※ 警察署は、暦年で、岩手県警察本部及び警察庁の調査によります。

※ 平成18年度から配偶者暴力相談支援センターとして、新たに盛岡地方振興局保健福祉環境部、男女共同参画センターが指定された。

《参考》市内にある岩手県の配偶者暴力相談支援センターの相談件数

年度	福祉総合相談センター	男女共同参画センター	盛岡地方振興局
17	364 件	—	—
18	309	32 件	9 件
19	303	99	6

(2) 一時保護の状況

岩手県内の一時保護は、岩手県福祉総合相談センター内の「配偶者暴力相談支援センター」で行っており、平成19年度に県内で一時保護した人員40人のうち、DV被害者は33人、盛岡振興局管内居住者は13人となっています。

◎ 一時保護（DVにより一時保護された女性の人数）

年度	市相談窓口から県に依頼※	岩手県	全 国
14	13 人	28 人	3,974 人
15	8	26	4,296
16	5	35	4,535
17	6	24	4,438
18	4	26	4,565
19	0	33	—

※ 市の相談窓口に来た相談者を一時保護のため県の保護所に移送した人数を表します。

(3) 保護命令の状況

DV防止法では、被害者の申し立てにより、裁判所が加害者に対して発する保護命令の制度で、この命令違反に対して刑事罰を科すこととしています。

◎ 保護命令 (保護命令発令件数)

暦 年	岩手県				全 国			
	A	B	C	計	A	B	C	計
平成 15 年	14	—	9	23	1,075	5	419	1,499
平成 16 年	25	—	8	33	1,141	5	571	1,774
平成 17 年	25	—	5	30	1,657	4	517	2,178
平成 18 年	28	—	9	37	1,722	8	517	2,247
平成 19 年	21	1	9	31	1,680	7	552	2,239

※ 上記表中、Aは接近禁止命令、Bは退去命令、Cは接近禁止命令及び退去命令を表します。

※ 岩手県警察本部及び警察庁の調査によります。

(4) 盛岡市のDV被害者支援体制の現状

DV防止対策	担当課	担当業務
DV防止啓発	男女参画国際課	防止計画に関すること ・女性相談（情報の提供、他所との連携）
DV被害者の自立支援	児童福祉課 （福祉事務所）	DV被害者支援に関すること ・婦人相談（情報の提供、他所との連携） ・一時保護（県）への同行
	生活福祉課	・生活保護
	建築住宅課	・公営住宅への入居
	国保年金課	・保険証の発行（情報漏えい防止） ・年金手帳の再交付申請（情報漏えい防止）
	学務教職員課	・子どもの就学（転校等の配慮、学校との連携、接近禁止） ・就学援助
DV被害者保護	介護高齢福祉課	・被害者の早期発見、情報の提供（65歳以上）
	障がい福祉課	・被害者の早期発見、情報の提供（障がい者）
	市民登録課	・住民票、戸籍の証明・交付の制限
	市保健所健康推進課	・被害者の早期発見、情報の提供
DV防止啓発	生涯学習課 学校教育課	・DV防止に関する啓発

その他相談

人権相談 ー 総務部総務課
消費者生活相談 ー 市民部消費生活センター
心の健康相談 ー 市保健所保健予防課

6 具体的な施策の展開

I DV被害に気づく環境づくりと暴力を許さない地域社会づくり

【現状と課題】

- DVは外部からその発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、社会的にも個人や家庭の問題として矮小化される傾向にあります。
- DV被害を受けながらDVと気付かない被害者や相談することをためらう被害者も多く、身体的暴力のみならず、精神的暴力等も含まれるなど被害者本人が正しい認識と理解を得ることが重要です。
- DVは配偶者間の問題だけでなく、「デートDV」といわれる若者の間でも発生している現状があり、若い世代への啓発も必要です。
- 法制度や各支援策の啓発や情報について、誤った解釈をしている被害者も多く、各ケースにあった適正な情報提供に努める必要があり、職員に対してもDVに対する正しい理解を図るための研修の充実を図る必要があります。
- DV防止啓発活動については、対象やテーマを絞った展開も求められています。

【具体的な取組】

1 市民への啓発・広報の充実 《男女参画国際課・女性センター・総務課》

- ① 広報誌、情報紙、ホームページ等を活用し、広く市民に対する普及啓発を強化します。
- ② 市のホームページ等による各種支援策を紹介します。
- ③ 人権擁護等の講演会においてDV防止の啓発を図ります。
- ④ DV防止週間等のイベントを充実し、普及啓発を強化します。
- ⑤ あらゆる機会を捉えて、啓発についてマスメディアの協力を図ります。

2 学校や地域での教育の充実 《男女参画国際課・学校教育課・生涯学習課・市民活動推進課・女性センター》

- ① 若い世代を対象に、DVに対する正しい理解や気づきを促すため、中・高等学校などにおいてデートDV防止など予防教育の充実を図ります。
- ② 一般市民を対象に、DV被害に気付くための出前講座など、町内会やPTA等地域において学習機会の充実を図ります。
- ③ 職場や地域などにおいて、DV加害の気づきを促すことも含めたDV防止の啓発講座を開催します。

3 職員等に対する研修の充実 《男女参画国際課・職員課・地域福祉課・総務課》

- ① DVに対する正しい理解を図るための研修を行います。
- ② 被害者支援に職務上関連が深いと思われる窓口職場に対しては、二次被害を防止し、適切に対応するためにもより深い理解を図るための研修を行います。
- ③ 人権擁護委員、民生委員等に対してもDVに対する深い理解を図るための研修を行います。

Ⅱ 早期発見できる体制づくり

【現状と課題】

- DVは外部からその発見が困難な家庭内で行われるため、潜在化しやすく、社会的にも個人や家庭の問題として矮小化される傾向にあります。
- 被害の早期発見に関わることが期待されるあらゆる機関（福祉施設、教育機関等）にも、協力依頼等を行っていく必要があります。
- 通報はDV防止法に基づく義務（努力義務）となっていますが、被害者の意向や心理状態等も配慮すると困難な判断を迫られることもあります。
- 被害者の早期発見に関わることが期待される機関や地域住民が、DV被害を見逃さず、被害者に的確な情報提供を行い、その意向や二次的被害の防止等に十分に配慮しつつ、配偶者暴力相談支援センター等へ確実につなぐことができる環境を整備する必要があります。
- 被害の初期段階において相談することにより、事態の深刻化を防ぐことが期待できます。

【具体的な取組】

1 早期発見への体制づくり 《男女参画国際課・消費生活センター・地域福祉課・保健所・学校教育課・市立病院総務課等》

- ① 被害者に接する可能性のある担当職員（消費生活センター、保健所、保育園、市立病院等）向けに、DVに対する理解、対応方法等に関する研修を実施し、DVを早期に発見し、配偶者暴力相談支援センター等への相談を促進させます。
- ② 被害者に接する可能性のある関係機関向けの実践的な対応マニュアルを作成・配布します。
- ③ 児童虐待の背後にあるDV被害に気づき、被害者の保護とそれに伴う子どもへの対応等について関係機関の連携を強化します。
- ④ 町内会連合会やPTA等など、地域における学習機会を通じて、また、医師会、人権擁護委員、民生委員など広く市民に通報先や相談機関について周知を徹底するとともに、被害者を理解し、孤立させない地域社会づくりの啓発を行います。

Ⅲ 相談・緊急時の安全確保及び保護体制の充実

【現状と課題】

- 女性センターの女性相談と児童福祉課の婦人相談でDV相談を含む相談業務を実施しているほか、市内には県が設置している配偶者暴力相談支援センターが3箇所あり、そのうち福祉総合相談センター内にある1箇所で一時保護を実施しています。
- 県の配偶者暴力相談支援センターと連携して対応してきましたが、女性相談と婦人相談とも相談者が増加傾向にあり、相談機能の充実が求められています。
- 市の婦人・女性相談員一人当たりの相談件数が、県の相談員の相談件数を大幅に上回っており適正な対応ができる体制づくりが求められています。
- 緊急性のある被害者に迅速かつ適切な対応ができる体制が必要です。

【具体的な取組】

1 盛岡市配偶者暴力相談支援センターの開設 《男女参画国際課》

- ① DV相談の中心的な役割を果たす配偶者暴力相談支援センターの機能を保有する機関を「もりおか女性センター」に設置し、被害者の自立に至るまでの総合的な体制を充実します。

2 相談体制の充実 《男女参画国際課・児童福祉課》

- ① 被害者に対する相談と適切な助言を行うため、専門研修を受講するなど、女性相談員の資質の向上を図ります。
- ② 被害者に対するカウンセリング、法律相談を実施します。
- ③ 休日・夜間の緊急相談に対応するため、県をはじめ、関係機関との緊急連絡体制をつくります。

3 被害者に対する適切な情報提供と対応の実施 《男女参画国際課・関係各課》

- ① 被害者が速やかに安心して情報提供と支援が受けられるよう、相談窓口と関係課との連携を図ります。
- ② 保護命令が発せられた場合等、学校や幼稚園、保育所等において適切な対応が行われるよう、制度と対応について周知を図ります。

4 関係機関との連携強化 《男女参画国際課・児童福祉課》

- ① 外国人の相談、支援のため、岩手県国際交流協会や盛岡国際交流協会などの関係機関と連携を図り、複数の外国語通訳ボランティアの研修を実施します。
- ② 緊急性のある被害者に迅速かつ適切な対応が必要なことから、県の配偶者暴力相談支援センターに引き継ぐための密接な連携を図ります。
- ③ 被害者に対し適切な対応ができるよう、県及び近隣市町村等の関係機関との連携を図ります。

【現状と課題】

- 被害者が自立し、安心して地域で生活するためには、住宅の確保をはじめ生活基盤を整えるために様々な支援が必要です。
- 一時保護退所後、直ちに民間アパート等を借用できない事例もあることから、自立のための住居、中間施設としてのステップハウスの確保が必要です。
- 自立支援は行政の各分野にまたがるため、各制度や施策が円滑に適用されるよう、対応する必要があります。
- 子ども同伴のケースも多いことから、保育の機会、教育の場が確保され、日常生活において配慮する必要があります。
- 被害者は緊急性や住民票の移動が困難等の状況があり、関係する制度の弾力的運用が必要です。

※ステップハウスとは、シェルターでの緊急一時保護のあと、就労の準備などをしながら、6ヶ月間、敷金権利金なしで入居できる施設

1 被害者に対する適切な情報提供及び支援の実施 《男女参画国際課・児童福祉課》

- ① 相談窓口においては、自立支援に関わる情報提供や助言を行うため、常に最新の情報収集を行います。
- ② 被害者の状況にあった支援策を調整し、被害者に対して適切な支援に努めます。
- ③ 被害者の自立支援について多くの課が関係しており、一元的に対応するため、庁内関係課の調整を行います。
- ④ 被害者同士の交流によるグループワークを行います。

- ① 被害者の市営住宅の優先的入居について検討します。
- ② 自立支援のための中間的な施設であるステップハウスの設置について検討します。

- ① 学校、幼稚園の転校にあたっての配慮、就学援助等、被害者やその子どもに適切な対応の支援を実施します。
- ② 保育所や放課後児童クラブ等の利用について配慮を図ります。
- ③ DV被害者が同伴する子どもの父親等からの虐待予防や、子どもが虐待を受けている場合のケアを実施します。

- ① 被害者の自立支援には福祉事務所の果たす役割が大きいことから、生活保護をはじめ、被害者への適切な保護を実施します。
- ② 国民健康保険、母子福祉、児童手当等の制度について、女性センターとも連携し、住民票の移動をしなくても適切な運用が図られるよう対応します。
- ③ 警察や支援センター等と連携し、住民基本台帳の閲覧、写しの交付制限の徹底等、制度の適切な運用を図ります。

① 母子家庭等の就業支援についての講座を開催するとともに、ハローワークと連携した就労促進を検討します。

V 関係機関の協力・連携

【現状と課題】

- 被害者にきめ細かに対応するためには、民間支援団体や関連機関と連携し、効果的な施策の実施を図っていく必要があります。
- 被害者のケースも多様化し、それに伴うニーズも増え、迅速性、柔軟性、多様性が問われる中で、行政機関で全て対応していくことには限界があり、民間支援団体の育成と支援が重要です。
- 被害者の保護と支援に取り組んでいる民間支援団体に対しては、積極的に支援し、連携を強化します。
- 被害者の保護及び自立支援を効果的に行うためには、県が開催する「DV防止対策関係機関連絡会」での意見交換が重要であり、広域的な関係機関相互の連携強化が必要です。
- アメリカやカナダで行われているDV加害者に対する再発防止の取り組みについて、日本では事例が少なく、有効性のあるプログラムの開発が望まれています。

【具体的な取組】

1 民間団体への支援と連携強化 《男女参画国際課》

- ① 被害者の相談と一時保護を行う民間団体に対し、支援を検討します。

2 関連施設との連携強化 《男女参画国際課・児童福祉課・介護高齢福祉課・障がい福祉課》

- ① 一時保護退所後も施設における支援が必要な母子については、母子生活支援施設への入所について連携を強化します。
- ② 被害者が高齢者、障がい者で施設入所が適切と認められる場合は、施設入所が柔軟に行われるよう連携を図ります。
- ③ 自立支援のための講座やセミナー等の利用を進めるため、連携を強化します。

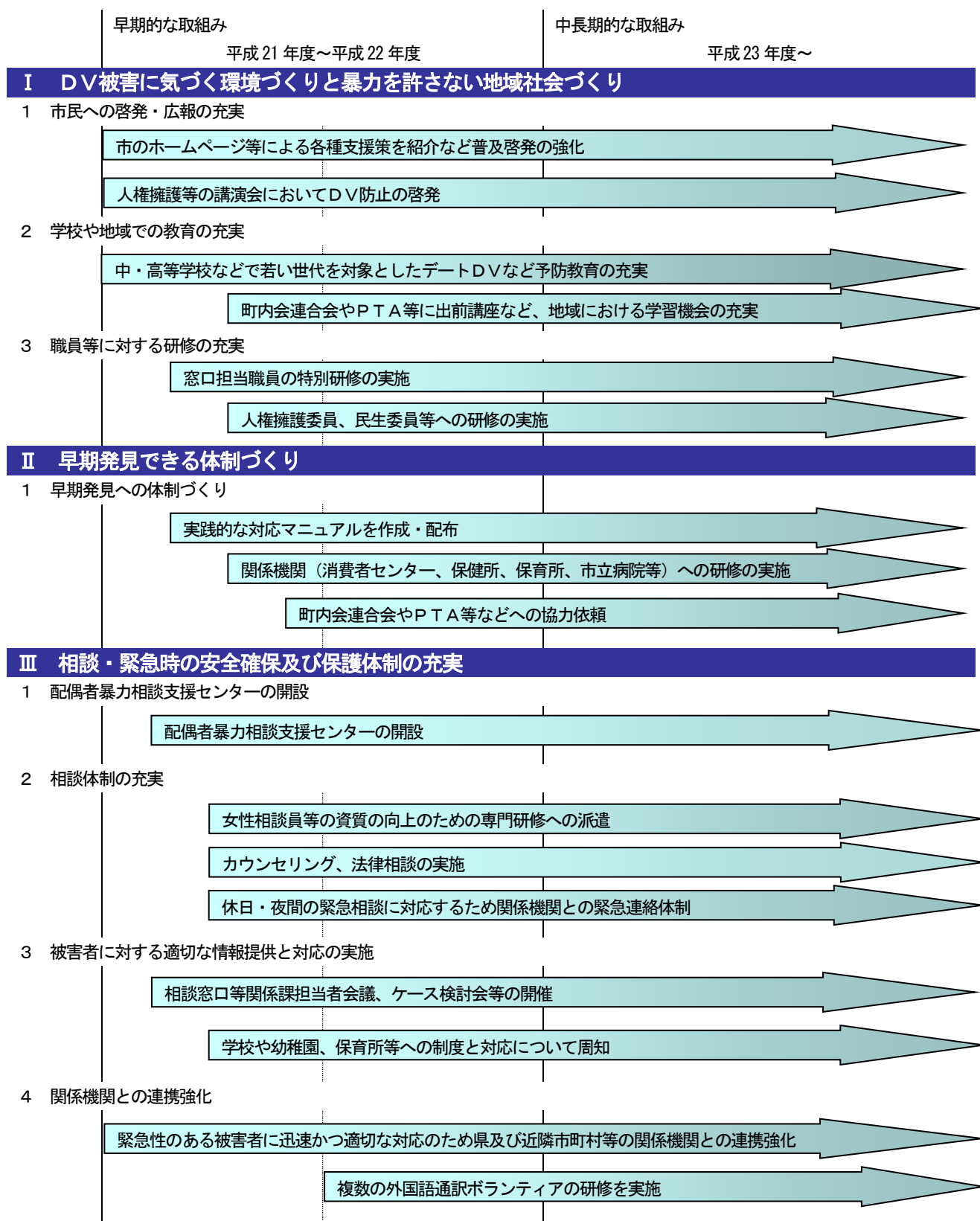
3 県および近隣市町村との連携強化 《男女参画国際課・児童福祉課》

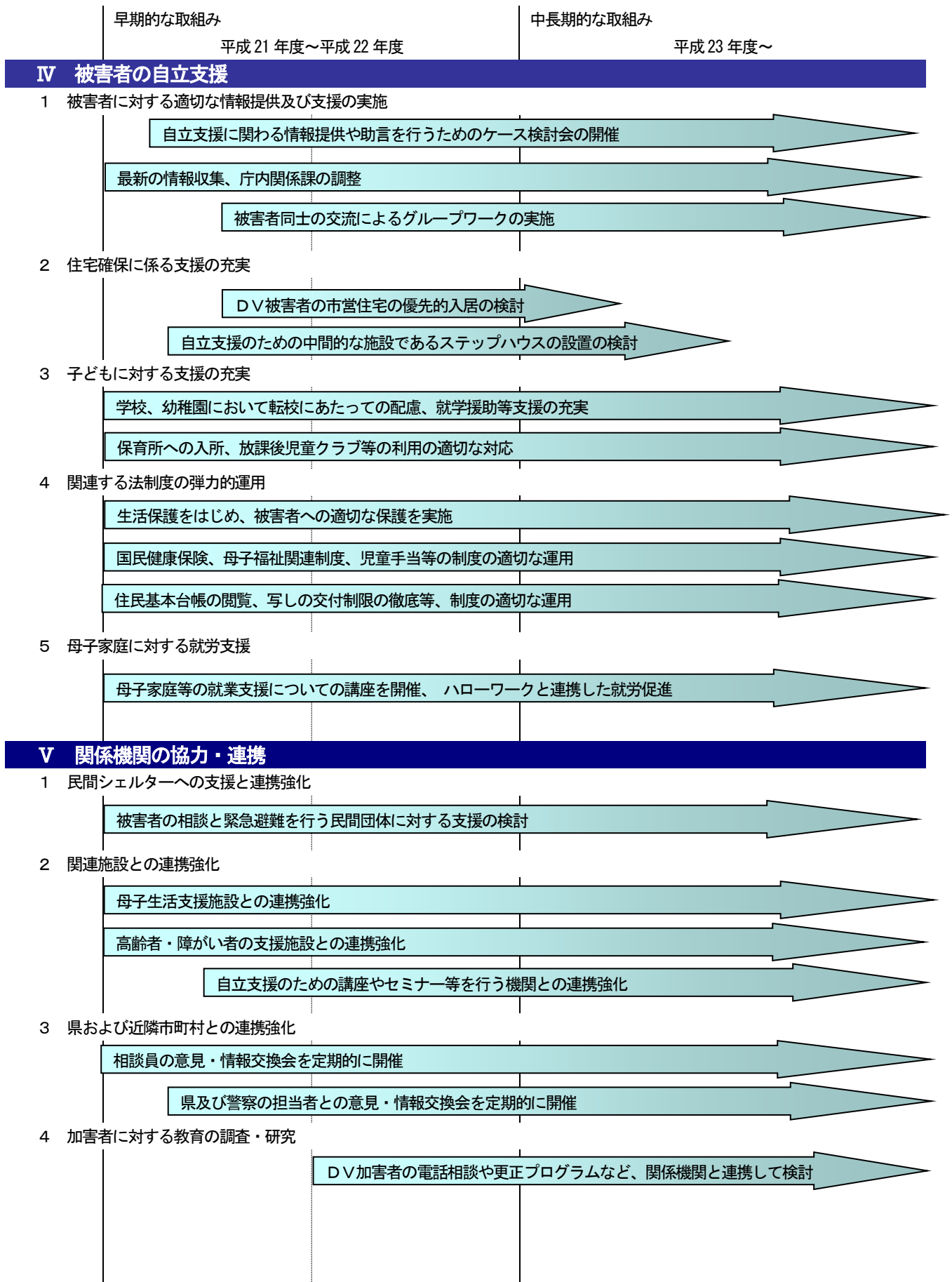
- ① 相談員の意見・情報交換会を定期的に開催します。
- ② 県及び警察の担当者との意見・情報交換会を定期的に開催します。
- ③ 被害者からのヒアリングを定期的を実施して、DV防止対策の充実を図ります。

4 加害者に対する教育の調査・研究 《男女参画国際課》

- ① 加害者が暴力から脱却できる再発防止の取り組みを、関係機関と連携して検討します。
- ② 加害者向けの電話相談開設などを関係機関と連携して研究します。

7 取組みのスケジュール





盛岡市における配偶者からの暴力の防止 及び被害者の保護・支援体制の概要

「これってDVかも？」と思ったら

